

# 平成27年度における児童手当制度について

年金特別会計子ども・子育て支援勘定（内閣府・厚労省共管）

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する						
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額（年収ベース） ・960万円未満				
手当月額	0～3歳未満 一律15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降 :15,000円 中学生 一律10000円 所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等				
		実施主体	市区町村(法定受託事務) 公務員は所属庁で実施				
		支払期月	毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）				
費用負担	児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（平成25年度：1.5/1000）を乗じて得た額。						
		被用者		非被用者	公務員		
	0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15	国 16/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		
財源内訳 (27年度 予算案)	[ 給付総額 ] 2兆2,299億円 (2兆2,356億円) ( )内は前年度予算額		(内訳) 国負担分 : 1兆2,356億円 (1兆2,377億円) 地方負担分 : 6,178億円 (6,188億円) 事業主負担分 : 1,821億円 (1,801億円) 公務員分 : 1,944億円 (1,990億円)				
その他	保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)						

子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止の影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。特例給付の在り方についても、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。